

■会議結果の概要

会議の名称
例月出納検査、定例監査及び財政援助団体等監査
開催日時
令和7年10月28日（金） 午後1時30分から午後4時35分まで
開催場所
北名古屋市役所 東庁舎 3階 政策審議室
出席者数
監査委員2名、事務局職員他20名
議題（公開・非公開の別）及び会議の内容（審議経過、結論等） (検査及び監査の経過については非公開) (1) 令和7年9月分例月出納検査（下水道事業会計含む） 例月出納検査結果 ア 現金（預金）の出納状況を調査した結果、誤りは認められなかった。 イ 出納諸帳簿及び証拠書類に誤りは認められなかった。 (2) 定例監査（社会福祉課及びこども家庭課） 定例監査結果（別紙のとおり） (3) 財政援助団体等監査（公益社団法人北名古屋市シルバーパートナーズセンター（高齢者活動センターしあわせの家及びふれあいの家） 財政援助団体等監査結果（別紙のとおり）
非公開の理由
監査又は検査に係る事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため、非公開。（北名古屋市情報公開条例第7条第6号）
傍聴者数
その他
照会先
監査委員事務局監査課 ファックス番号：0568-23-3160 電子メールアドレス：kansa@city.kitanagoya.lg.jp

北名古屋市監査公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和7年12月17日

北名古屋市監査委員 吉野修進

北名古屋市監査委員 桂川将典

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

社会福祉課及びこども家庭課

対象期間 令和7年4月1日から令和7年10月28日までの所管事務

実施期間 令和7年10月1日から令和7年10月28日まで

2 監査の概要

所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査とともに、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼とし、北名古屋市監査基準に準拠して監査を実施した。

3 監査の結果

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

社会福祉課及びこども家庭課の事務事業の内容及び監査の結果については、次のとおりである。

＜社会福祉課＞

主な所管事務は、民生委員・児童委員、戦傷病者、戦没者遺族等の援護、人権擁護、更生保護、同和対策、社会福祉団体、日本赤十字社、災害援護、地域福祉施設、地域福祉計画、生活保護、生活困窮者自立支援、行旅病人及び行旅死亡人、ホームレス対策、中国残留邦人等の支援、障害者福祉、自立支援医療、障害者計画、障害福祉計画

及び障害児福祉計画、社会福祉法人の監査、成年後見制度、障害者虐待、障害者差別解消、福祉こども部の庶務に関する事務である。

(1) 契約事務について

基幹相談支援センター業務について、業務委託契約に係る仕様書等の記載事項に一部不明確なものがあった。また、契約に基づく提出書類について受付印の押印漏れが散見された。

(2) 補助事業について

社会福祉団体運営費補助金について、補助金の交付を受けた団体からその構成組織に対して助成しているが、交付決定等において使途等の精査がされていなかった。

意 見

- (1) 返還金等の徴収事務にあたっては、債権管理台帳に債務者との折衝経過を適切に記録し決裁することで、徴収の機会を逸することのないよう努められたい。
- (2) 行政財産使用料の免除にあたっては、本来使用料が施設維持管理の原資であり税金等も充てられていることから、社会状況の変化も考慮し慎重にその可否を検討されたい。
- (3) 補助金の交付にあたっては、複数回に分けて支払う場合においても、対象経費等に対し適切な時期に適正に支払われるよう、計画的な支出に努められたい。
- (4) 指定管理者の指定にあたっては、複数年度にわたり当該施設の管理者として決定することから、法人の財務状況の適切な把握に努められるとともに、指定管理料の積算が、実態に即した金額で支出されるよう経費を精査されたい。

<こども家庭課>

主な所管事務は、要保護児童対策及び児童虐待防止、子ども家庭総合支援拠点、子ども・若者支援、家庭児童相談、母子・寡婦及び父子家庭の支援、DV相談、子どもの貧困対策、ヤングケアラー、こども若者支援センターに関する事務である。

監査を実施した結果、事務事業については、全般にわたり適正に執行されていると認められた。

北名古屋市監査公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和7年12月17日

北名古屋市監査委員 吉野修進

北名古屋市監査委員 桂川将典

財政援助団体等監査の結果について

1 監査の対象

高齢者活動センターしあわせの家及びふれあいの家の指定管理者である公益社団法人北名古屋市シルバー人材センターにおける財政的援助（指定管理料）に係る出納その他の事務で、主として令和7年度執行の事務。

2 監査の期間

令和7年9月30日から令和7年10月28日まで

3 監査の概要

高齢者活動センターしあわせの家及びふれあいの家を所管している福祉こども部高齢福祉課及び公益社団法人北名古屋市シルバー人材センター関係者から監査資料及び関係書類等の提出を求め監査し、説明を聴取して、当該財政的援助（指定管理料）に係る出納その他の事務の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかどうかを主眼とし、北名古屋市監査基準に準拠して監査を実施した。

4 監査の結果等

監査を実施した範囲において、高齢福祉課並びに公益社団法人北名古屋市シルバー人材センターの当該財政的援助（指定管理料）に係る出納その他の事務の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部において是

正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

監査対象団体（公益社団法人北名古屋市シルバー人材センター）の概要及び補助金並びに監査の結果については、次のとおりである。

(1) 監査対象団体の概要

ア 設立

公益社団法人北名古屋市シルバー人材センター

北名古屋市西之保中社 8 番地

昭和 61 年 10 月 1 日設立

イ 目的

定年退職等において、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、自ら生きがいの充実や社会参加等を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

ウ 組織及び人数

会長、副会長、常務理事・事務局長各 1 名、理事 13 名、監事 2 名、

事務局 13 名

エ 事業内容

就業機会の提供（請負）、指定管理業務、労働者派遣業務、独自事業

オ 指定管理料の推移

(7) 高齢者活動センターしあわせの家 (単位：円)

年 度	指定管理料
令和 7 年度	3,832,000
令和 6 年度	3,677,012
令和 5 年度	3,490,104
令和 4 年度	3,250,000
令和 3 年度	3,102,000

(8) 高齢者活動センターふれあいの家 (単位：円)

年 度	指定管理料
令和 7 年度	6,744,000
令和 6 年度	6,253,716
令和 5 年度	6,028,363
令和 4 年度	5,603,000
令和 3 年度	5,473,000

(2) 監査の結果

<公益社団法人北名古屋市シルバー人材センター>

高齢者活動センターの利用許可申請について、公益社団法人北名古屋市シルバー人材センター会員の互助会組織が利用する際に利用許可申請書を受領していなかった。

意 見

- ア 高齢者活動センターの利用者が条例上の利用者要件に該当することを確認するにあたっては、個人情報の取扱い並びに保護への配慮を要するが、条例に基づいた適切な施設運営がされていることを担保するため、正確性のより高い確認方法について検討されたい。
- イ 施設で保管している重要な物品等の保管、管理にあたっては、紛失や盗難等のリスクに鑑み、責任者により適切かつ厳格に実施されたい。
- ウ 団体で購入した指定管理施設内で使用する物品については、その分類等について明確にし、台帳への登載等の整理を適切に行われたい。

<所管課：高齢福祉課>

意 見

年度ごとの指定管理料を積算するにあたっては、当該施設の趣旨並びに目的に沿った運営及び管理がされていることを確認し、指定管理者が負担するべき費用がある場合には当該費用を指定管理料に含み支出されることのないよう適切に実施されたい。